

一宮市官民データ活用推進計画

一宮市

2022 年 2 月

改 訂 履 歴

施行年月日	版番号	改訂内容等
令和 3 年 4 月 1 日	1.0 版	初版（令和 3 年 4 月 1 日）
令和 4 年 2 月 14 日	1.1 版	4 章 一宮市官民データ活用推進計画の推進体制の修正 7 章 一宮市 DX 推進計画に関する記述を追記 一宮市 DX 推進計画の追加（令和 4 年 2 月 14 日）

目次

一宮市官民データ活用推進計画	1
1. 一宮市の現状及び課題	1
2. 一宮市官民データ活用推進計画の目的	3
3. 一宮市官民データ活用推進計画の位置付け	4
4. 一宮市官民データ活用推進計画の推進体制	4
5. 官民データ活用の推進に関する施策の基本的な方針	5
6. セキュリティ及び個人情報の適正な取扱いの確保	6
7. 官民データ活用の基本方針における個別施策	7

一宮市官民データ活用推進計画

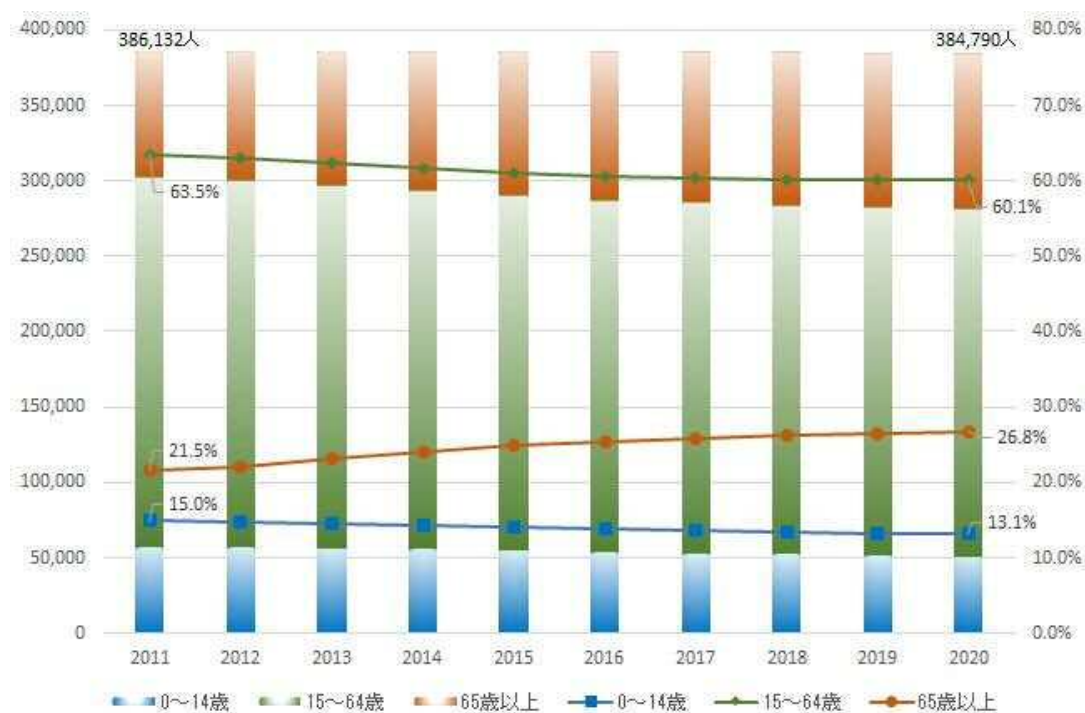
1. 一宮市の現状及び課題

現在、日本では今までに例のない速さで少子・高齢化が進んでおり、一宮市においても2020年4月1日現在の高齢化率が26.8%となり、2011年4月1日に比べて5.3ポイント増加し、超高齢社会がますます進んでいる状態となっています。

また、人口においても減少に歯止めがかかっていない状態が続いており、それにとまなう税収の落ち込みは地域サービスの提供及び安定的な行政運営に対する大きな課題となっています。さらに新型コロナウイルス（COVID-19）感染拡大によりウィズコロナ、アフターコロナといった言葉に代表されるように、新しい生活様式、新しい働き方が広まるとともに、人々の生活に様々な行動変容を求められる社会になり、行政もそれに合わせた大きな変革を求められています。

今後も安定した行政運営を確保し、地域サービスの質を維持していくためには、行政手続の電子化による業務効率の向上や民間活力と官民データ¹の活用による地域課題の自発的解消の促進が極めて重要です。

【一宮市人口推移】



住民基本台帳に基づく一宮市の人口（各4月1日現在）

¹ 電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録をいう。）に記録された情報（国の安全を損ない、公の秩序の維持を妨げ、又は公衆の安全の保護に支障を来すことになるおそれがあるものを除く。）であって、国若しくは地方公共団体又は独立行政法人若しくはその他の事業者により、その事務又は事業の遂行に当たり管理され、利用され、又は提供されるものをいう。

「新しい生活様式」の実践例

(1) 一人ひとりの基本的感染対策

感染防止の3つの基本：①身体的距離の確保、②マスクの着用、③手洗い

- 人との間隔は、できるだけ2m（最低1m）空ける。
- 会話をする際は、可能な限り真正面を避ける。
- 外出時や屋内でも会話をするとき、人との間隔が十分とれない場合は、症状がなくてもマスクを着用する。ただし、夏場は、熱中症に十分注意する。
- 家に帰ったらまず手や顔を洗う。
- 人混みの多い場所に行った後は、できるだけすぐに着替える、シャワーを浴びる。
- 手洗いは30秒程度かけて水と石けんで丁寧に洗う（手指消毒薬の使用も可）。

※ 高齢者や持病のあるような重症化リスクの高い人と会う際には、体調管理をより厳重にする。

移動に関する感染対策

- 感染が流行している地域からの移動、感染が流行している地域への移動は控える。
- 発症したときのため、誰とどこで会ったかをメモにする。接触確認アプリの活用も。
- 地域の感染状況に注意する。

(2) 日常生活を営む上での基本的な生活様式

- まめに手洗い・手指消毒 □咳エチケットの徹底
- こまめに換気（エアコン併用で室温を28℃以下に） □身体的距離の確保
- 「3密」の回避（密集、密接、密閉）
- 一人ひとりの健康状態に応じた運動や食事、禁煙等、適切な生活習慣の理解・実行
- 毎朝の体温測定、健康チェック。発熱又は風邪の症状がある場合はムリせず自宅で療養



(3) 日常生活の各場面別の生活様式

買い物

- 通販も利用
- 1人または少人数ですいた時間に
- 電子決済の利用
- 計画をたてて素早く済ます
- サンプルなど展示品への接触は控えめに
- レジに並ぶときは、前後にスペース

娯楽、スポーツ等

- 公園はすいた時間、場所を選ぶ
- 筋トレやヨガは、十分に人との間隔を
もしくは自宅で動画を活用
- ジョギングは少人数で
- すれ違うときは距離をとるマナー
- 予約制を利用してゆったりと
- 狭い部屋での長居は無用
- 歌や応援は、十分な距離かオンライン

公共交通機関の利用

- 会話は控えめに
- 混んでいる時間帯は避けて
- 徒歩や自転車利用も併用する

食事

- 持ち帰りや出前、デリバリーも
- 屋外空間で気持ちよく
- 大皿は避けて、料理は個々に
- 対面ではなく横並びで座ろう
- 料理に集中、おしゃべりは控えめに
- お酌、グラスやお猪口の回し飲みは避けて

イベント等への参加

- 接触確認アプリの活用を
- 発熱や風邪の症状がある場合は参加しない

(4) 働き方の新しいスタイル

- テレワークやローテーション勤務 □時差通勤でゆったりと □オフィスはひろびろと
- 会議はオンライン □対面での打合せは換気とマスク

※ 業種ごとの感染拡大予防ガイドラインは、関係団体が別途作成

出典：厚生労働省ホームページ

2. 一宮市官民データ活用推進計画の目的

一宮市官民データ活用推進計画は、政府の IT 戦略である「世界最先端デジタル国家創造宣言・官民データ活用推進基本計画」を受けて、一宮市内の官民データ活用の推進を図るとともに、国の施策と市町村の施策及び都道府県の施策と市町村の施策の整合を担保することで、広域的なデータ流通の円滑な促進に寄与し、将来的な地域課題の自発的な解消や全国的な行政及び民間のサービス水準の向上に繋げ、住民の利便性向上に寄与するとともに、データの利活用を通じた地域経済の活性化に繋がります。

また、業務・システムの標準化やクラウド²利用の推進により、必要経費の削減や職員の事務負担の軽減を図るとともに、新たなサービスの提供や更なる業務の効率化を通じ、一宮市が抱える諸問題の解消を図ることを目的とします。



出典：首相官邸ホームページ

「世界最先端デジタル国家」に向けて ～世界最先端デジタル国家創造宣言・官民データ活用推進基本計画の概要～

² 「クラウドコンピューティング（Cloud Computing）」を略した呼び方で、データやアプリケーション等のコンピューター資源をネットワーク経由で利用する仕組みのこと。

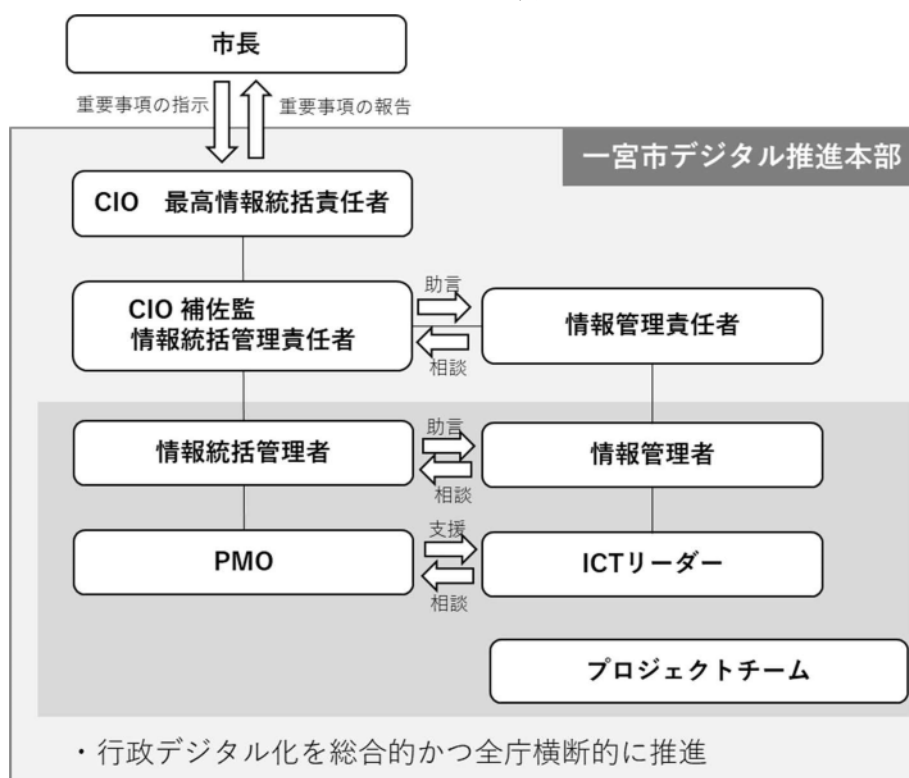
3. 一宮市官民データ活用推進計画の位置付け

一宮市官民データ活用推進計画は、官民データ活用推進基本法（平成 28 年法律第 103 号）第 9 条第 3 項に基づき市町村の努力義務として策定し、区域における官民データ活用の推進に関する施策についての基本的な計画となります。

一宮市における「一宮市官民データ活用推進計画」の位置付けとしては、「一宮市総合計画」を上位計画とし、整合性を図り策定します。また当計画は官民データ活用の推進にともなう基本的な計画であるため計画期間は設けないこととします。

4. 一宮市官民データ活用推進計画の推進体制

一宮市官民データ活用推進計画の推進体制は、一宮市デジタル推進本部とし CIO³（最高情報統括責任者）、CIO 補佐監（情報統括管理責任者）、情報統括管理者、PMO⁴を定め、情報管理責任者、情報管理者や ICT リーダー等で組織します。CIO 補佐監に関しては外部人材の活用も含めデジタル人材の確保に努めます。



³ Chief Information Officer（チーフ・インフォメーション・オフィサー）の略。日本語では「最高情報責任者」「情報システム担当役員」「情報戦略統括役員」など。企業や行政機関等といった組織において情報化戦略を立案、実行する責任者のこと。

⁴ Project Management Office（プロジェクト・マネージメント・オフィサー）の略。組織の中における複数のプロジェクトの最適化を行うことで作業の効率化を図ったり、それらのマネジメント業務を横断的に調整し、支援する組織をいう。

5. 官民データ活用の推進に関する施策の基本的な方針

官民データ活用の推進に関する施策については、以下の5つの基本的な方針を柱とし具体的には下表のとおりとします。

- 行政手続オンライン原則化に係る取組
- オープンデータ⁵の推進に係る取組
- マイナンバーカードの普及及び活用に係る取組
- デジタルデバイド⁶是正に係る取組
- 行政デジタル化に係る取組

(1) 行政手続オンライン原則化に係る取組

「すぐ使える」「簡単」「便利」な行政サービスを実現するため、従来の紙文化から脱却し、官民データ利活用に向けた行政手続等におけるオンライン化（本人確認及び手数料支払いのオンライン化を含む。）の原則、それに伴う情報システム改革・業務の見直し（BPR⁷）及び添付書類の省略を推進し、利用者中心の行政サービスを実現します。併せて、行政手続等におけるオンライン化の原則を実現するため、住民等の利用者側におけるオンライン化についても利用を促進します。

(2) オープンデータの推進に係る取組

官民データを様々な主体が容易に活用できるようにするため、「オープンデータ基本指針（平成29年5月30日高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部・官民データ活用推進戦略会議決定。令和元年6月7日改定。）」等を踏まえて、一宮市が保有するデータのオープンデータ化を推進します。また、事業者等の利益や国の安全が害されないようにしつつ、公益事業分野の事業者が保有するデータのオープンデータ化を促します。

⁵ 機械判読に適したデータ形式で、二次利用が可能な利用ルールで公開されたデータ

⁶ インターネットやパソコン等の情報通信技術を利用できる者と利用できない者との間に生じる格差

⁷ Business Process Reengineering（ビジネス・プロセス・リエンジニアリング）の略。
既存の業務プロセスを詳細に分析して課題を把握し、ゼロベースで全体的な解決策を導き出すことにより、国民・事業者及び職員の双方の負担を軽減するとともに、業務処理の迅速化・正確性の向上を通じた利便性の向上を図る取組

(3) マイナンバーカードの普及及び活用に係る取組

「マイナンバーカードの普及とマイナンバーの利活用の促進に関する方針」（令和元年6月4日デジタル・ガバメント閣僚会議）や骨太の方針等を踏まえ、令和2年度に実施されたマイナンバーカードを活用した消費活性化策や健康保険証や運転免許証との一体化等の取組を着実に進め、マイナンバーカードの普及・利活用を推進し、行政の事務負担の軽減及び住民の利便性向上に寄与します。

(4) デジタルデバイド是正に係る取組

地理的な制約、年齢、身体的な条件その他の要因に基づく情報通信技術の利用の機会又は活用のための能力における格差の是正を図るため、官民データ活用を通じたサービスの開発及び提供その他の必要な措置を講じます。

(5) 行政デジタル化に係る取組

行政サービスの利便性の向上や行政運営の効率化を図るため、総合的なデジタル化、業務の見直し（BPR）や情報システムの改革を推進する。具体的には、情報システムについては、クラウド化などの共用化を促進することで、情報システムの運用経費削減、セキュリティ水準の向上、災害時における業務継続性の確保を図る。また、一宮市内における各種データの標準化（共通語彙基盤、文字情報基盤、地域情報プラットフォーム標準仕様、中間標準レイアウト仕様への準拠等）を図り、官民でのデータ流通を促進することで、民間の活力を活用した地域課題の解決に繋げます。

6. セキュリティ及び個人情報の適正な取扱いの確保

一宮市官民データ活用推進計画の実施に当たっては、「一宮市情報セキュリティポリシー」に基づく適切な情報システムの運用体制を確保するほか、「地方公共団体における情報セキュリティポリシーに関するガイドライン」、「個人情報の保護に関する法律」及び「一宮市個人情報保護条例」に基づく適切なデータの公開、運用を図ることとし、データ活用に係る地域住民の不安の払拭に努めます。

7. 官民データ活用の基本方針における個別施策

国においては、「デジタル・ガバメント実行計画」（令和2年12月25日）で自治体関連の各施策について、自治体が重点的に取り組むべき事項・内容を具体化するとともに、総務省及び関係省庁による支援策等を取りまとめ「自治体DX推進計画」が策定されました。一宮市としても、デジタル技術やデータを活用し市民サービスの充実に図り、また、デジタル技術を活用することにより業務の効率化、行政としての新しい働き方の実現を目指すために一宮市DX推進計画を策定します。一宮市DX推進計画の位置付けとしては、示されている重点項目などを勘案し一宮市官民データ活用推進計画の一部とします。

一宮市官民データ活用推進計画の個別施策に関しては、DX推進計画と重複する取組が多いため、個別施策を統合し、毎年、最新状況を公開する方針とします。

一宮市 DX 推進計画

一宮市

2022 年 2 月

1. 一宮市 DX 推進計画の概要

総務省は、「デジタル・ガバメント実行計画」（令和 2 年 12 月 25 日閣議決定）における自治体関連の各施策について、自治体が重点的に取り組むべき事項・内容を具体化するとともに、総務省及び関係省庁による支援策等を取りまとめ、「自治体 DX 推進計画」及び「自治体 DX 推進手順書」を策定しました。

自治体 DX 推進手順書には、自治体が自治体 DX 推進計画を踏まえて、着実に DX に取り組むための様々な事項が示されています。

一宮市 DX 推進計画では、本市の DX 推進のために取り組む事項とその工程表を取りまとめました。

「2. 一宮市 DX 推進計画のスケジュール」では、一宮市 DX 推進計画の全体の工程表と、一宮市官民データ活用推進計画において該当する個別施策をそれぞれ記載しています。

「3. 一宮市 DX 推進計画における取組事項」では、DX を推進する上で取り組むべき事項と進捗状況を記載しています。

「4. 一宮市官民データ活用推進計画における個別施策」の内容を参考に記載しています。

2. 一宮市DX推進計画のスケジュール

重点取組事項

取組事項	2021年度 (令和3年度)	2022年度 (令和4年度)	2023年度 (令和5年度)	2024年度 (令和6年度)	2025年度 (令和7年度)	一宮市官民データ 個別施策 (2022年1月末現在)
(1) 自治体情報システムの標準化・共通化		WG※1設置(R3)・検討・予算化 統合仮想化基盤(構築)	総合行政システム改修	基幹業務システム標準化 統合仮想化基盤(運用) ガバメントクラウド※2移行(R5:住民記録・印鑑 R7:税/福祉 他) 標準システム運用開始(R5:住民記録・印鑑 R7:税/福祉 他) 基幹業務パソコン更新(標準化対応・顔認証)		①自治体クラウドの導入 ②自治体の情報システムの標準化・共通化
(2) マイナンバーカードの普及促進	普及促進	交付場所追加・普及促進(継続)				①マイナンバーカードの交付 ②マイナンバーカードの活用推進
(3) 自治体の行政手続のオンライン化		WG※1設置(R3)・オンライン申請/決済の検討 オンライン申請管理システム(構築) スマート窓口(転出転入ワンストップサービス)導入				①あいち電子申請・届出システム ②ぴったりサービス(マイナポータル) ③あいち電子調達共同システム ④一宮市スポーツ・公園施設予約システム ⑤図書蔵書検索システム ⑥住民票等のコンビニ交付 ⑦地方税共通システム(eLTAX)による電子申告 ⑧キャッシュレスの推進 ⑨いちのみや子育て支援サイト ⑩いちのみや子育て支援アプリの導入
(4) 自治体のAI・RPAの利用推進		AI-OCR・RPA・AI多言語翻訳機(継続)				①RPA(Robotic Process Automation)の導入 ②AI-OCRの導入 ③AI総合案内サービス ④AI多言語翻訳機
(5) テレワークの推進		J-LISテレワークシステム for LGWANの導入(R3)・継続				①テレワークの導入
(6) セキュリティ対策の徹底		現行あいちSC※3 個人情報保護条例改正	次期あいちSC※3 (改正後)個人情報保護条例施行 情報セキュリティポリシー改正・施行(R4)			①あいちセキュリティクラウドの利用

※1：ワーキンググループのこと

※2：ガバメントクラウドとは、国が構築するクラウドサービスです。
迅速、柔軟、かつセキュアでコスト効率の高いシステムを構築可能としています。

※3：セキュリティ・クラウドのこと

凡例：



自治体DXの取組みとあわせて取り組むべき事項

取組事項	2021年度 (令和3年度)	2022年度 (令和4年度)	2023年度 (令和5年度)	2024年度 (令和6年度)	2025年度 (令和7年度)	一宮市官民データ 個別施策 (2022年1月末現在)
(1) 地域社会のデジタル化	5Gアンテナ基地局ワンストップサービス窓口（R3開設）・地域BWA※4 (継続)					①5Gアンテナ基地局ワンストップサービス窓口 ②地域BWA
(2) デジタルデバイス対策	高齢者向けスマホ教室、キャッシュレス教室					①フリーWi-Fiサービス ②市ウェブサイト等のWebアクセスビリティ ③あんしん防災ねっと、防災ツイッター ④Net119緊急通報システム ⑤救急ボイストラ ⑥GIGAスクール構想整備事業 ⑦小中学校のプログラミング教育 ⑧通訳タブレット

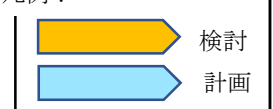
※4：ブロードバンド・ワイアレス・アクセスのこと

その他

取組事項	2021年度 (令和3年度)	2022年度 (令和4年度)	2023年度 (令和5年度)	2024年度 (令和6年度)	2025年度 (令和7年度)	一宮市官民データ 個別施策 (2022年1月末現在)
(1) BPRの取組	押印廃止（R2）・対面見直し					①押印廃止
(2) オープンデータ推進	一宮市オープンデータカタログサイトの充実					①一宮市オープンデータカタログサイト ②写真カタログサイト ③一宮市子育てオープンデータサイト ④一宮市地図情報サイト「138マップ」
(3) 統合型GISの活用	WG※1設置・検討 LGWAN-ASP移行					①GIS検討ワーキンググループの設置
(4) 推進計画	一宮市官民データ活用推進計画（自治体DX推進計画）					①官民データ活用推進計画の策定
(5) その他						①オンライン会議システムの導入 ②業務記録システムの導入 ③公用車にドライブレコーダーを設置 ④バスロケーションシステムの導入 ⑤生活道路交通安全対策事業 ⑥いちのみや健康マイレージアプリの導入 ⑦例規検索システム ⑧一宮市ゴミチェッカー ⑨市県民税の税額試算・申告書作成

※1：ワーキンググループのこと

凡例：



3. 一宮市 DX 推進計画における取組事項

➤重点取組事項

(1) 自治体情報システムの標準化・共通化

地方公共団体情報システムの標準化に関する法律第8条により、標準化対象事務のシステムは標準システムを利用しなければならないこととされています。また、デジタル社会の実現に向けた重点計画において、その目標時期は令和7年度とされています。

国は政府共通のクラウドサービスの利用環境であるガバメントクラウドを整備することとしています。地方公共団体情報システムの標準化に関する法律第10条及びデジタル社会の実現に向けた重点計画において、標準システムもガバメントクラウド上で運用することを推奨しています。

一宮市では、令和3年度にシステム標準化に関するワーキンググループを設置し、令和7年度を目標時期としガバメントクラウド上に構築された標準システムへの移行を計画しており、住民記録・印鑑登録システムは令和5年度に移行を予定しています。その他基幹業務システムにおいても順次標準化システムへの移行を計画していきます。基幹業務パソコンに関しても令和5年度に標準化対応を行い、また、顔認証システムを導入しセキュリティ強化を予定しています。

(2) マイナンバーカードの普及促進

マイナンバーカードは、オンラインで確実に本人確認ができ、デジタル社会の基盤となるものであることから、積極的な実施により申請を促進します。

一宮市では、マイナンバーカードの申請に必要なQRコード付き交付申請書の郵送手続きをオンライン化し、マイナンバーカードの受け取りについても交付窓口の拡充を行っています。また、平日にカードの受け取りが困難な方向けには時間外交付窓口の開設（事前予約制）などを行っています。令和4年度にはマイナンバーカードのオンライン申請補助端末（タブレット）の導入や、補助端末を活用した出張申請サポートなども検討しています。

(3) 自治体の行政手続のオンライン化

官民データ活用推進基本法第10条では、行政機関等に係る手続について、オンライン利用を原則とされていることに加え、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律第5条第4項の規定により、地方公共団体は、情報通信技術を利用して行われる手続等に係る当該地方公共団体の情報システムの整備等の必要な施策を講ずるよう努めなければならないこととされています。デジタル社会の実現に向けた重点計画で定められた主要な手続から、優先的に行政手続のオンライン化を行うとともに、マイナポータルと自治体

の基幹システムのオンライン接続環境を整備し、フロント（申請受付）からバック（業務システム）までオンライン化・デジタル処理化を進めます。

一宮市では、令和3年度に行政手続きのオンライン化に関するワーキンググループを設置し、令和4年度にはスマート窓口（転出転入ワンストップサービス）の開設やオンライン決済（クレジットカード等）の導入を検討していきます。また、マイナポータルと基幹システムでデータ連携を可能とするオンライン申請管理システムの導入を目指しています。

(4) AI・RPAの利用推進

AIやRPAなどのデジタル技術は地方公共団体の業務を改善する有力なツールです。AI-OCR及びRPAは既に全庁的な利用環境が整備されており、持続可能な行政運営を目指し、さらなる活用を推進します。

一宮市では、RPAを令和元年度から、AI-OCR、AIチャットボット、AI多言語翻訳機は令和2年度から継続して活用しています。

(5) テレワークの推進

テレワークは、ICTを活用して時間や場所を有効に活用できる柔軟な働き方であり、職員一人ひとりのライフステージに合った多様な働き方を実現できる「働き方改革」の取組とし、セキュリティ対策を強化しつつ、テレワークの活用に取り組めます。

一宮市では、令和2年度から地方公共団体情報システム機構（J-LIS）が提供し、自宅から自治体庁内にあるパソコンへリモート接続するJ-LIS自治体テレワークシステム for LGWANの実証実験に参加しテレワークを実施しています。

(6) セキュリティ対策の徹底

国が示す情報セキュリティポリシーに関するガイドラインを踏まえ、情報セキュリティ対策の徹底に取り組めます。

一宮市では、令和5年度に次期あいちセキュリティクラウドへの接続を予定しています。あいちセキュリティクラウドは令和4年度中に地方公共団体における情報セキュリティポリシーガイドライン（令和2年12月版）で規定されたセキュリティレベルを満たすシステムに更新予定です。

国が個人情報保護法を改正し、令和4年4月から施行されるのにあたり、市では令和4年度中に個人情報保護条例の改正を行い、令和5年度から施行する予定です。また、地方公共団体における情報セキュリティポリシーガイドラインの改定にともない、一宮市情報セキュリティポリシーの改定を令和4年度中に予定しています。

➤自治体 DX の取組みとあわせて取り組むべき事項

(1) 地域社会のデジタル化

デジタル技術の活用が、結果として、高齢者、障害者等も含め住民や地域社会等にとって「冷たいデジタル化」とならないよう、住民のだれもがデジタル化によるメリットを享受できる、地域社会のデジタル化を推進します。

一宮市では、令和 3 年度に市域における 5G の早期普及を目指し、通信事業者の基地局設置場所の候補地として市が所有する土地や建物情報を公開し、通信事業者の手続き場所としてワンストップ窓口を開設しています。また、平成 30 年度に地域の公共の福祉の増進に寄与するものとして、地元ケーブルテレビ局における地域 BWA※の取得の同意、推進を行っています。

※地域 BWA とは地域の公共の福祉の増進などを目的として市町村単位で利用可能な無線通信システムのことです。

(2) デジタルデバйд対策

情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律第 12 条第 2 項において、地方公共団体は、国が講ずる施策に準じて、デジタルデバйдの是正を図るために必要な施策を講ずるよう努めなければならないとされています。デジタル技術の利活用により、誰も取り残さない形で、デジタル化の恩恵を広くいきわたらせていく環境の整備に取り組めます。

一宮市では、令和 3 年度に市内公民館等で高齢者向けスマートフォン教室を開催しました。

その他

(1) BPR の取組

書面規制、押印、対面規制について、各府省から発出されるガイドライン等の内容を踏まえ適切に対応するとともに、一宮市独自に実施する手続きについても、同様に見直しを進めます。

一宮市では、令和 2 年度に請求書や納品書等、1,110 種類の申請書について、原則押印を廃止しました。

(2) オープンデータ推進

官民データ活用推進基本法第 11 条において、国及び地方公共団体は自らが保有する官民データについて、国民がインターネット等を通じて容易に利用できるような必要な措置を講じることとされています。

デジタル社会の実現に向けた重点計画との整合性を図りつつ、行政の高度化・効率化・透明性向上とともに官民協働での諸課題の解決を目指し、市が保有するデータを市民や事業者が容易に利用できるよう、オープンデータの公開を推進します。

一宮市では、平成 28 年度にオープンデータカタログサイトを公開し、写真カタログサイトを公開するなど充実を図ってきました。今後も引き続きオープンデータの推進に取り組んでいきます。また、平成 29 年度より名古屋大学と ICT 活用ワーキンググループを発足し、オープンデータに関しても分科会を設立し名古屋大学と市とで情報共有などを行っています。その他にも、地域情報化アドバイザー制度を利用し内部人材の育成を進めています。

(3) 統合型 GIS の活用

地理空間情報活用推進基本法第 14 条の規定により、地方公共団体は地理情報システムの利用の拡大等の施策を講ずることとされています。地理情報システム（GIS）とは、電子地図上でデジタル化された地理空間情報を一体的に処理して視覚的な表現や高度な分析を行うシステムであり、的確な情報分析に基づく迅速な判断が可能となります。

一宮市では、GIS 検討ワーキンググループを設置し、庁内で横断的に利用している統合型 GIS の活用を促進し、住民サービスの向上、庁内の業務の効率化・高度化を目指していきます。また、令和 4 年度にはクラウドサービス利用型（LGWAN-ASP）に移行を検討しています。

(4) 推進計画

一宮市官民データ活用推進計画は、官民データ活用推進基本法第 9 条第 3 項に基づく基本的な計画で、DX 推進計画も兼ねており、国の関連施策と整合性をとりつつ、一宮市が重点的に取り組むべき事項・内容を具体化するとともに、取組を着実に推進するためのものです。

4. 一宮市官民データ活用推進計画における個別施策

➤重点取組事項

(1) 自治体情報システムの標準化・共通化

No.	取組事項	取組内容
①	自治体クラウドの導入	業務システムの一部でクラウド利用をしており、今後の国の動向に注視しながら、自治体クラウド導入を検討しています。
②	自治体の情報システムの標準化・共通化	自治体の情報システムの標準化・共通化の検討をしています。

(2) マイナンバーカードの普及促進

No.	取組事項	取組内容
①	マイナンバーカードの交付	マイナンバーカードの交付を市役所本庁舎、尾西庁舎、木曽川庁舎で行い、市役所本庁舎では休日交付等にも対応し早期普及に努めています。
②	マイナンバーカードの活用推進	市役所本庁舎、尾西庁舎、木曽川庁舎にて、マイナンバーカード交付時に希望者にマイナポータルの設定支援を行っています。

(3) 自治体の行政手続のオンライン化

No.	取組事項	取組内容
①	あいち電子申請・届出システム	あいち電子自治体推進協議会により運営されており、オンライン申請が可能な手続に関して随時登録を行っています。住民票の写しの交付申請などのオンライン手続が可能です。
②	ぴったりサービス(マイナポータル)	子育て、介護分野などのオンライン手続が可能です。
③	あいち電子調達共同システム	あいち電子自治体推進協議会が運営し、物品、工事の入札に関してインターネットを通じて電子入札を行っています。また、入札参加資格者に関してもインターネットを通じて電子申請を行っていて、入札情報、入札参加資格者情報をシステムにて公開しています。
④	一宮市スポーツ・公園施設予約システム	市スポーツ施設及び市公園施設等の予約、抽選を行っています。インターネットを通じて施設の空き状況等の確認もできます。
⑤	図書蔵書検索システム	市立図書館の蔵書がインターネットを通じて予約できます。蔵書の有無、貸出状況等もインターネットを通じて確認できます。
⑥	住民票等のコンビニ交付	住民票の写し、印鑑登録証明書、戸籍証明書、戸籍の附票の写しのコンビニ交付を行っています。
⑦	地方税共通システム（eLTAX）による電子申告	給与支払報告書、法人市民税申告書、事業所税申告書等について、地方税共通システム（eLTAX）でのオンライン提出が可能です。
⑧	キャッシュレスの推進	オンラインによる電子納税への対応や、インターネットを利用したクレジットカード決済やスマートフォンアプリを利用した納税、交通系電子

		マナーによる窓口での証明書交付手数料等の納付を行っています。 ・ 地方税共通システム（eLTAX） ・ 市税等 ・ 窓口での証明書交付手数料等
⑨	いちのみや子育て支援サイト	いちのみや子育て支援サイトで子育てに関する情報を公開し、掲載している情報をオープンデータとしても公開しています。また、一部のイベントの申し込みもウェブサイトから受け付けています。
⑩	いちのみや子育て支援アプリの導入	いちのみや子育て支援アプリを公開しています。アプリを利用することにより、日々の子育ての記録を行えたり、イベント情報やよくある相談内容をプッシュ通知にて受け取ることができるなど、様々な子育て支援を行っています。また、一部のイベントの申し込みもアプリから受け付けています。

(4) 自治体の AI・RPA の利用推進

No.	取組事項	取組内容
①	AI 総合案内サービス	あいち AI・ロボティクス連携共同研究会により調達された AI 総合案内サービスを県内他市町村と共同で利用し、インターネットを通じて 24 時間 365 日市民の問い合わせに対応しています。
②	AI 多言語翻訳機	外国人のために「AI 多言語翻訳機」を導入し、通訳者を必要としない、簡易なコミュニケーションが必要な時に利用しています。
③	RPA（Robotic Process Automation）の導入	パソコンの操作を自動化するソフトを導入し、職員の育成を行うことで、事務の効率化を図るとともに費用の低減を進めています。
④	AI-OCR の導入	あいち AI・ロボティクス連携共同研究会により調達された AI-OCR を県内他市町村と共同で利用し、導入しています。

(5) テレワークの推進

No.	取組事項	取組内容
①	テレワークの導入	働き方改革と新しい生活様式の確立のため、テレワークシステムを導入し職員がテレワークを開始しています。

(6) セキュリティ対策の徹底

No.	取組事項	取組内容
①	あいちセキュリティクラウドの利用	あいちセキュリティクラウドを利用しインターネットを行うことにより、セキュリティの確保や専門人材による監視が行われています。

➤自治体 DX の取組みとあわせて取り組むべき事項

(1) 地域社会のデジタル化

No.	取組事項	取組内容
①	5G アンテナ基地局ワンストップ サービス窓口	5G のアンテナを設置するために市が所有する土地や建物情報を公開し、また通信事業者の手続き場所としてワンストップ窓口を開設しています。
②	地域 BWA	地域の公共の福祉の増進に寄与するため、地元ケーブルテレビ局における地域 BWA を推進しています。

(2) デジタルデバйд対策

No.	取組事項	取組内容
①	フリーWi-Fi サービス	災害時の情報提供などを目的に、公共施設等に「いちのみやフリーWi-Fi」の整備を行っています。
②	市ウェブサイト等の Web アクセスビリティ	誰もが一宮市の情報を取得できるよう、市ウェブサイトでの検索性を高め、文字拡大や音声読み上げにも対応したページ作りをしています。
③	あんしん防災ねっと、防災ツイッター	災害時の緊急情報などを発信しています。災害時緊急メールについては、日本語以外にも英語等の多言語での配信も行っています。
④	Net119 緊急通報システム	会話に不自由な障害者を対象にスマートフォン等の GPS 測位機能を利用し、音声によらない 119 番通報を可能にするシステムを運用しています。
⑤	救急ボイストラ	外国人傷病者とのコミュニケーションにスマートフォン等を利用した音声と文字によるコミュニケーションが可能な多言語翻訳アプリ「救急ボイストラ」を利用しています。
⑥	GIGA スクール構想整備事業	国の GIGA スクール構想の実現に向け、全小中学校に 1 人 1 台分の端末及びネットワーク環境の整備を進めています。
⑦	小中学校のプログラミング教育	全小中学校に人型ロボット Pepper を配備しプログラミング体験を行うことにより、論理的思考力や問題解決能力を身に付けるよう学習を進めています。
⑧	通訳タブレット	外国人のために「テレビ電話による通訳サービス」を導入し、タブレット画面に映し出された通訳者を介して詳細なコミュニケーションをとっています。また、聴覚障害者に対しても、タブレット画面を介して本庁舎福祉課内手話通訳者との手話通訳サービスを導入しています。

➤その他

(1) BPR の取組

No.	取組事項	取組内容
①	押印廃止	請求書や納品等、1,110 種類の申請書について、原則押印を廃止しました。（令和 2 年度）

(2) オープンデータ推進

No.	取組事項	取組内容
①	一宮市オープンデータカタログサイト	市が保有するデータを一宮市オープンデータカタログサイトにて公開しています。また、i-バスの運行ルートや時刻表、バス停の位置等の GTFS 情報を Google マップに公開しています。
②	写真カタログサイト	市が保有する写真データからオープンデータに適したものを選定し、写真カタログサイトにて公開しています。
③	一宮市子育てオープンデータサイト	いちのみや子育て支援サイトに掲載されている情報をオープンデータとして公開しています。
④	一宮市地図情報サイト「138 マップ」	市内の公共施設等を地図情報で発信しています。

(3) 統合型 GIS の活用

No.	取組事項	取組内容
①	GIS 検討ワーキンググループでの検討	市で利用している統合型 GIS の活用を促進し、住民サービスの向上、内部事務の効率や高度化を目指し検討していきます。

(4) 推進計画

No.	取組事項	取組内容
①	官民データ活用推進計画の策定	官民データ活用推進計画を策定しました。また一宮市 DX 推進計画もその一部とし、計画を追加しました。

(5) その他個別施策

No.	取組事項	取組内容
①	オンライン会議システムの導入	働き方改革と新しい生活様式の確立のため、オンライン会議用の端末、広角カメラ、ビジネス用会議スピーカーを導入し、オンライン会議を行っています。
②	業務記録システムの導入	本庁舎内の一部の窓口にマイク付きカメラ、及び本庁舎電話交換機内に通話録音装置を設置し、対応状況を記録するシステムを導入しています。
③	公用車にドライブレコーダーを設置	事故などの正確な事実の把握や、職員の安全意識、マナーの向上などを目的として、公用車にドライブレコーダーの設置をしています。また、走行中に遭遇したトラブルなども記録できるため、「動く防犯カメラ」と

		して地域防犯に活用しています。
④	バスロケーションシステムの導入	運行事業者のバスロケーションシステムにより、iーバスの停留所ごとのリアルタイムな運行情報を公開しています。(千秋町コース、大和町・萩原町コースを除く)
⑤	生活道路交通安全対策事業	交通ビッグデータ(ETC2.0プローブデータ)を活用して、交通事故等が発生している箇所や潜在的な危険箇所を特定して、効果的な交通安全対策を進めています。
⑥	いちのみや健康マイレージアプリの導入	市民の健康づくりを推進するため愛知県と協働でアプリを運営しています。
⑦	例規検索システム	市例規の制定改廃のデータを更新し、市ウェブサイトで公開しています。
⑧	一宮市ゴミチェッカー	ごみの分別区分や収集日を調べることができるウェブアプリを公開しています。インストールの必要は無く、スマートフォン・タブレット端末・パソコン等からアクセスして利用できます。
⑨	市県民税の税額試算・申告書作成	給与・年金所得の源泉徴収票等を見ながら入力することにより個人市民税・県民税の税額が試算できます。入力した収入・所得、所得控除の情報を基に市民税・県民税申告書を作成し、自宅のプリンターからプリントして提出することができます。

○一宮市官民データ活用推進計画

令和３年３月 策定・公表

令和４年２月 改訂

愛知県一宮市

総務部デジタル推進室

〒４９１－８５０１

一宮市本町２丁目５番６号

電話 ０５８６－２８－８６７０

FAX ０５８６－７３－９２１４

Eメール joho@city.ichinomiya.lg.jp